

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月24日
【会社名】	そーせいグループ株式会社
【英訳名】	Sosei Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 田村 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 虎見 英俊
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町2丁目4番地
【電話番号】	03(5210)3290(代)
【事務連絡者氏名】	執行役副社長CFO 虎見 英俊
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 4,869,601,000円 オーバーアロットメントによる売出し 769,929,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2月18日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年2月18日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,588,000株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成26年2月24日(月)開催の取締役会決議によります。

- 本募集(以下「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、238,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成26年2月24日(月)開催の取締役会において、一般募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式238,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照ください。
- 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年3月4日(火)から平成26年3月7日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	1,588,000株	4,869,601,000	2,434,800,500
計(総発行株式)	1,588,000株	4,869,601,000	2,434,800,500

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

- 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年2月18日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成26年3月10日(月) 至 平成26年3月11日(火) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年3月14日(金) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年3月4日（火）から平成26年3月7日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sosei.com/jp/press/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年3月3日（月）から平成26年3月7日（金）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年3月4日（火）から平成26年3月7日（金）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年3月4日（火）の場合、申込期間は「自 平成26年3月5日（水） 至 平成26年3月6日（木）」、払込期日は「平成26年3月11日（火）」

発行価格等決定日が平成26年3月5日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年3月6日（木） 至 平成26年3月7日（金）」、払込期日は「平成26年3月12日（水）」

発行価格等決定日が平成26年3月6日（木）の場合、申込期間は「自 平成26年3月7日（金） 至 平成26年3月10日（月）」、払込期日は「平成26年3月13日（木）」

発行価格等決定日が平成26年3月7日（金）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますので、ご注意ください。

- 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年3月4日(火)の場合、受渡期日は「平成26年3月12日(水)」
 発行価格等決定日が平成26年3月5日(水)の場合、受渡期日は「平成26年3月13日(木)」
 発行価格等決定日が平成26年3月6日(木)の場合、受渡期日は「平成26年3月14日(金)」
 発行価格等決定日が平成26年3月7日(金)の場合、受渡期日は「平成26年3月17日(月)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町一丁目1番

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,588,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		1,588,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,869,601,000	28,685,000	4,840,916,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年2月18日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,840,916,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限726,216,000円と合わせて、手取概算額合計上限5,567,132,000円について、4,000,000,000円を平成26年4月から平成29年3月までに国内医薬事業におけるAPNTを活用した医薬品(注)1の研究開発費に、500,000,000円を平成26年4月から平成27年3月までに再生医療分野(注)2への投資資金に、500,000,000円を平成26年4月から平成28年3月までにAPNTを活用した製剤の製造設備への設備投資資金に、500,000,000円を平成26年4月から平成31年3月までに研究開発に要する人件費等に充当する予定であります。なお、残額が生じた場合は、平成26年4月から平成31年3月までに研究開発に要する人件費等に追加充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

当社グループのAPNTを活用した製剤の製造設備への設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成26年2月24日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
株式会社アクティバ スファーマ(注)1	千葉県 船橋市	国内医薬事業	ナノ化粉碎設備	500	-	自己資金及び 増資資金	平成26年 7月	平成28年 3月	(注)3

(注)1 当社の連結子会社である株式会社アクティバスファーマはAPNT(Activus Pure Nano-particle Technology: ナノ粉碎化技術)を応用した複数の開発プロジェクトを進めております。APNTとは、同社が保有している創薬基盤技術、ナノ粉碎化技術のことであり、難溶性の医薬品原料を50-200nm(ナノメートル)レベルの結晶粒子径に粉碎しつつ、既存技術で問題となっている不純物の混入を極めて低く抑えることを可能とする特徴があります。同社はこの特徴を活かし、これまで開発が困難であった難溶性薬物の注射、点眼、吸入製剤への応用を研究しております。特に眼科用剤等の分野で、APNTの技術特色が最大限発揮できる製品を開発するべく研究を進めており、角膜、結膜等の感染性眼疾患の治療に用いるAPP13002及び既存製品に比べ、より強力な抗炎症作用が期待される点眼剤であるAPP13007を新規開発品として選定し、これらを含むAPNTの実用化に向けた開発を推進します。

(注)2 当社は再生医療を今後の注力領域としており、本調達資金をティッシュ・エンジニアリング及び細胞医療やそれに関連する機器開発等を行っている製薬ベンチャー企業に対しての直接投資に活用してまいります。また、再生医療に関わる新事業として、当社連結子会社であるそーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社において、再生医療研究開発を行っている製薬ベンチャー企業に対して再生医療技術の発展、事業化を支援するための再生医療ファンドSosei RMF1の運用を開始する予定です。

(注)3 完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	238,000株	769,929,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.sosei.com/jp/press/>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年2月18日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成26年 3月10日(月) 至 平成26年 3月11日(火) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、238,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成26年3月20日（木）を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成26年3月20日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年3月4日（火）の場合、「平成26年3月7日（金）から平成26年3月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月5日（水）の場合、「平成26年3月8日（土）から平成26年3月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月6日（木）の場合、「平成26年3月11日（火）から平成26年3月20日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成26年3月7日（金）の場合、「平成26年3月12日（水）から平成26年3月20日（木）までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成26年2月24日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式238,000株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成26年3月26日(水)とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である田村眞一は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.losei.com/jp/press/>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

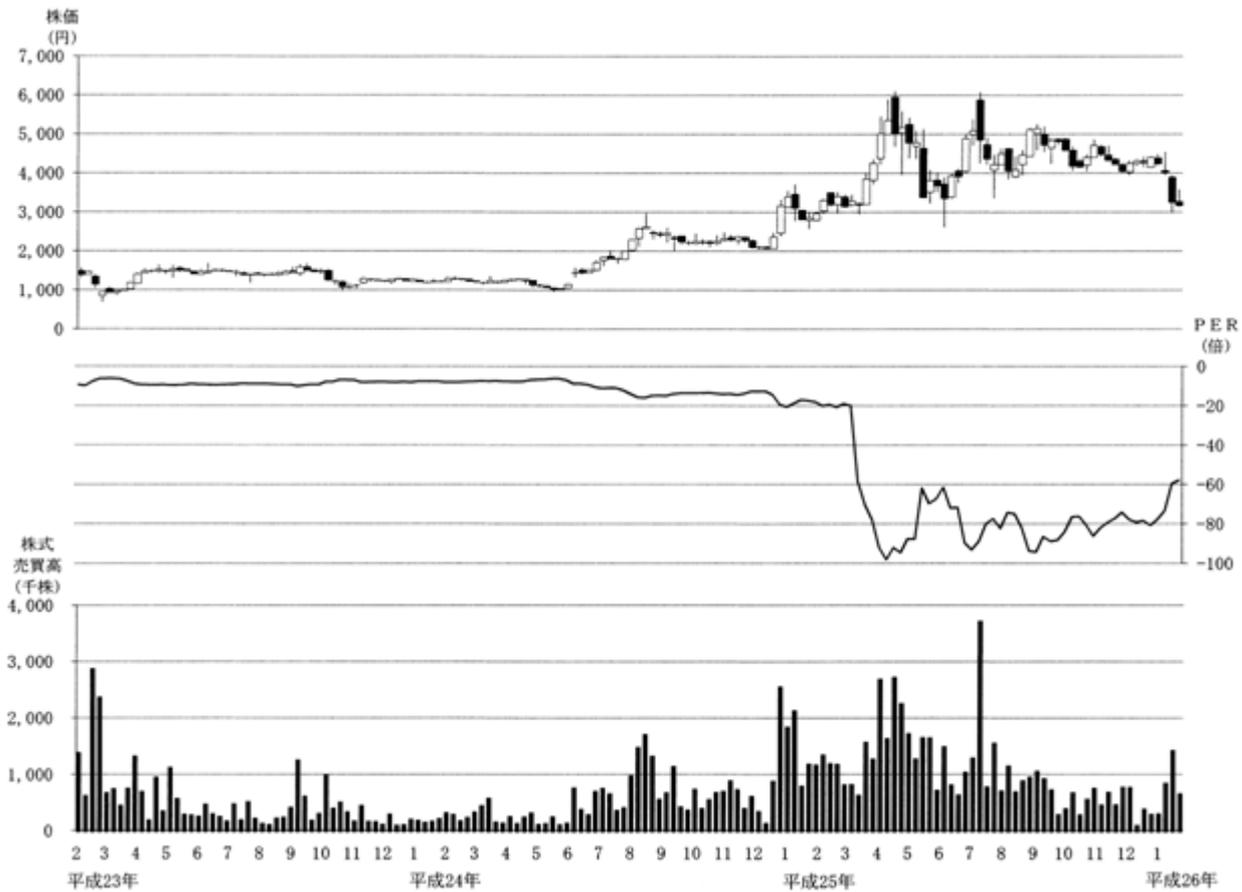
2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年2月21日から平成26年2月14日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 当社は平成25年3月31日(日)を基準日とし、平成25年4月1日(月)を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しておりますので、平成25年3月26日(火)(株式分割前最終売買日)以前の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注)2乃至4記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、基準日前の株価については、当該株価を100で除した数値を株価としております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 3 P E R の算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純損失 (連結)}}$$

平成23年2月21日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除した数値を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除した数値を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除した数値を使用。

平成25年4月1日から平成26年2月14日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成22年3月期、平成23年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

- 4 株式売買高について、株式分割前最終売買日以前は当該株式売買高に100を乗じた数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年8月24日から平成26年2月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、下記のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	平成25年9月13日	平成25年9月24日	大量保有報告書 (注)1	320,900	2.69
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)				260,200	2.18
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)				23,000	0.19
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	平成25年10月31日	平成25年11月8日	変更報告書 (注)2	371,100	3.11
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)				328,600	2.75
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)				23,000	0.19
JPモルガン証券株式会社				20,000	0.17
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)				31,100	0.26

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	平成25年12月31日	平成26年1月9日	変更報告書 (注)2	377,300	3.15
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)				223,600	1.87
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)				23,000	0.19
J Pモルガン証券株式会社				13,000	0.11
ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)				17,000	0.14

(注)1 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)及びジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)は共同保有者であります。

2 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社、ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド(JF Asset Management Limited)、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(台湾)リミテッド(JPMorgan Asset Management (Taiwan) Limited)、J Pモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション(J.P.Morgan Clearing Corp.)は共同保有者であります。

3 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第23期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月24日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

(4) 研究開発体制の強化

開発品を迅速に開発後期段階へ進め、承認取得・上市させるためには、確実性及び効率性の高い研究開発体制の構築が不可欠です。そのために、当社グループでは、優秀な人材を積極的に採用するとともに、他社との提携関係構築を通じて、他社が保有する各分野の最先端技術を効率的に活用してまいります。

「事業等のリスク」

当社グループの経営成績及び財務状況に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を下記に記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社グループは、これらの事業等のリスクを認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努め、事業活動を行っておりますが、このような努力が実を結ぶ保証はございません。また、当社グループの事業等はこれら以外にも様々なリスクを伴っており、下記に記載したものがリスクのすべてではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年2月24日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業内容について

医薬品の研究開発事業一般に関する事項

a．研究開発の不確実性に関する事項

当社グループは医薬品開発を主業務としております。一般的に、医薬品の研究開発期間は、基礎研究段階から承認取得に至るまで長期間を要し、相当規模の研究開発投資が必要と考えられております。更に、その成功の可能性は、他産業に比して極めて低いものとされております。従って、研究開発活動における将来性は不確実性を伴っており、当社グループの現在及び将来における開発品の事業性にも、係るリスクは付随しております。この不確実性は、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは、パイプラインの拡充にあたっては自社研究開発だけでなく、インライセンスの手法も活用しております。将来当社グループが必要と考える医薬品候補化合物の取得が想定どおりに行われない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

b．医薬品業界の競合関係に関する事項

当社グループの属する医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による競争が激しい状態にあります。また、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。従って、これら競合相手との、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

c．副作用に関する事項

医薬品は、臨床試験段階から市販後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現し、製品の回収、製造販売の中止、薬害訴訟の提起などに発展した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

d．薬事法その他の規制に関する事項

当社グループの属する医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及び薬事行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けております。

医薬品は創薬から製造販売承認を取得するまでには、多大な開発コストと長い年月を必要とします。品質、有効性及び安全性に関する十分なデータが得られず、医薬品としての有用性を示すことができない場合には、承認が計画どおり取得できず上市が困難になる可能性があります。これは開発品を他社に導出する場合も同様であり、当初計画した条件での導出、もしくは導出そのものが困難になる可能性があります。

このような事象が生じた場合、また、将来各国の薬事法等の諸規制に大きな変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

e. 製造物責任に関する事項

医薬品事業においては、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、製造物責任を負う可能性があります。当社グループの医薬品によって健康被害が発生した場合、又は研究、開発、製造及び販売において不適当な事項が発見された場合には、製造物責任を負い、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社グループの事業活動に関する事項

a. 提携関係に関する事項

当社グループは、研究開発の各段階において広範な提携関係を構築し、それによって固定費の増加を回避しつつ最先端技術の取込みを図っております。当社グループは、自社の研究開発人員とこれらの提携関係により、戦略的かつフレキシブルな研究開発体制を構築しております。同様に固定費回避等を目的として、将来自社で販売を計画している開発品の販売体制構築をはじめ、その他の事業活動においても様々な提携関係を構築しております。これらの提携関係に変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

当社グループでは、今後も事業基盤の強化、効率的な経営の実現に向けて、広範な提携関係構築を検討してまいります。しかしながら、期待どおりに提携関係が構築できない可能性があります。

b. 人材の確保及び育成に関する事項

当社グループの事業活動は、現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者や構成員等に強く依存しております。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めておりますが、このような人材確保又は育成が計画どおりに行えない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

c. 知的所有権に関する事項

当社グループは研究開発活動等において様々な知的所有権を使用しており、これらは当社グループ所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しております。しかしながら、出願中の特許が登録に至らない可能性があります。また、当社グループが所有又は使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性や、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、こうした結果、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

d. 資金調達に関する事項

医薬品事業においては、多額の研究開発費を要し、その額は研究開発の進捗に応じて増加する傾向にあり、当社グループに資金需要が生じた場合には、増資を中心とした資金調達の実施を検討してまいります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、市場における需給環境の悪化等により機動的な資金調達を行うことができなかった場合には、当社グループの研究開発に係る体制及び計画の見直しを余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

e. 外国為替変動に関する事項

当社グループは、事業活動をグローバルに展開しており、海外企業とのライセンスや、海外からの製品仕入、海外での研究開発活動等においては、外貨建て取引も存在しております。その場合には為替リスクをヘッジすべく検討しておりますが、急激な為替変動によって当該リスクが顕在化することがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

f. 契約に基づく支払義務の負担に関する事項

当社グループは、開発パイプラインに関する提携企業との契約において、販売に至る前の開発段階及び販売開始後に提携先に対する支払義務を負っている場合があります。また、開発費の共同負担や、販売開始後一定額の販売活動経費の投入を行う義務を負う場合もあります。これらの対価の支払形態は、製品開発型バイオ企業の事業の性質上当然のもものと認識しておりますが、当社グループの資本力に比べ金額が高額となる可能性は否定できず、場合により支払時期が重なり当社グループにとって大きな財務的負担となる可能性もあります。何らかの理由により当社グループに係る支払義務を履行できない場合には、当社グループは対象となる契約の解除や損害賠償請求等を受ける可能性もあり、この結果として、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

g. 国内販売体制の構築及び技術導出に関する事項

当社グループは、中期経営計画に基づき、(a) 国内市場における自社製品の販売、(b) 自社開発品の技術導出、の2つを収益基盤としております。

(a) 国内市場における自社製品の販売

当社グループは、国内の販売網の構築にあたっては、自社販売、他社との共同販売等を検討してまいります。しかしながら、期待どおりに国内販売体制を構築できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(b) 自社開発品の技術導出

収益化の方法には、自社製品の販売のほかに、開発品を開発の途中段階で他社に導出し、一時金や導出先の販売高に連動して収益を受領する方法があります。しかしながら、開発の遅延その他の理由により計画どおりの時期に技術導出ができず、受領する会計年度が当社予想と異なった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。また、技術導出を予定している開発品に関して、導出そのものが困難になった場合にも、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

h. 無配継続等の配当政策に関する事項

当社グループは、創業以来配当を実施しておりません。また、本有価証券届出書提出日(平成26年2月24日)においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。将来財政状態が好転した場合、株主への利益還元を重要な経営課題として、その時点における経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する所存です。

i. M & A等(買収、合併、営業の譲渡・譲受、出資)による事業拡大に関する事項

当社グループは、常に保有する経営資源の効率的運用を考え、企業価値の最大化を追求するよう努めております。この過程において、M & A等を視野に入れ、事業規模拡大に柔軟に対応していく方針ですが、これらの施策によっては、想定通りの効果が得られず、のれんの減損損失の計上等により、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があるほか、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

j. 重要な契約に関する事項

有価証券報告書等に記載いたしました、当社グループの経営上の重要な契約につき、将来、期間満了、解除その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

k. ファンド運営に関するリスク

() 法的規制

当社グループはファンドの管理運営を行っており、その活動にあたっては種々の法規制(会社法、独占禁止法、租税法、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、財務会計関連法規等)を受ける事になります。従いまして、その活動が制限される場合及びこれら規制との関係で費用が増加する場合があります。当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

() 未上場企業への投資リスク

当社グループが運営するファンドは未上場株式等を投資対象としております。未上場企業は収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約される事等から、投資回収に当たり、想定通りキャピタルゲインが得られずキャピタルロスが発生したり、株式上場や売却が見込みと大幅に異なることにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。また、未上場企業は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

() その他

当社グループが管理運営するファンドについては、以下の様なリスクが存在するため、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

無限責任組員又はゼネラルパートナーとして、その出資額を超える損失を負担する可能性

無限責任組員又はゼネラルパートナーとしての善管注意義務違反により、訴訟等を受ける可能性

ファンド募集において出資者から十分な資金を集める事が出来ない場合、投資活動に支障をきたす可能性

(2) 業績の推移に関する事項

当社は、平成2年6月の設立以来、23年の社歴を有します。第11期(平成13年3月期)より医薬品開発事業に軸足を転換し、積極的に研究開発活動に経営資源を投入したため、研究開発費は増加し経常損失は拡大してはりましたが、第19期(平成21年3月期)よりリストラクチャリングに着手し、人員及び研究開発活動を大幅に縮小しております。そのため、

以下に掲載する過年度の財務経営指標は、期間業績比較、今後の当社グループ業績を予測する材料としては不十分な面があります。

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。なお、研究開発活動は主に子会社で行っているため、提出会社としては研究開発費は発生しておりません。

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高(千円)	152,911	919,684	716,573	862,412	1,958,996
研究開発費(千円)	785,089	338,707	288,017	227,386	385,695
経常損失()(千円)	4,165,272	1,781,763	1,962,898	1,950,161	788,137
当期純損失()(千円)	3,938,646	1,769,167	1,871,882	1,954,389	646,856
純資産額(千円)	12,138,320	10,376,819	8,656,450	7,102,229	6,511,827
総資産額(千円)	12,367,045	10,673,098	8,991,787	7,390,340	6,794,786
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高(千円)	14,639	43,885	43,574	31,723	85,080
研究開発費(千円)	-	-	-	-	-
経常損失()(千円)	489,056	322,846	461,229	470,552	945,115
当期純損失()(千円)	925,128	551,767	451,771	785,815	1,131,073
資本金(千円)	16,965,805	16,966,805	16,988,055	16,988,055	17,059,203
発行済株式総数(株)	117,893	117,913	118,338	118,338	119,219
純資産額(千円)	25,226,208	24,699,519	24,342,903	23,635,791	22,577,405
総資産額(千円)	25,251,033	24,729,130	24,408,301	23,667,053	22,612,117

(注) 売上高及び研究開発費には、消費税等は含まれておりません。

(3) 業績予想に関する事項

当社グループは、連結会計年度毎に業績予想を公表しております。しかし、事業や経済環境の変化及び不確実性などの予測不可能な要因により、これら業績予想や目標を期限内に達成することや、目標を維持することが困難になる可能性があります。

(4) 上場廃止基準に関する事項

当社株式が上場している東京証券取引所マザーズには、厳格な上場廃止基準が定められております。経営成績の悪化、株主数の減少、株式市場の動向及びその他の理由を原因として、当社株式が上場廃止基準に該当する状態となる可能性は否定できません。

(5) 訴訟等に関する事項

当社グループは、当連結会計年度において訴訟は提起されておりませんが、将来何らかの事由の発生により、訴訟等による請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、この結果、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(6) 新株予約権等に関する事項

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社執行役、当社監査役、当社従業員、当社顧問及び当社コンサルタントに対して付与することを株主総会において決議されたもの、及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社執行役、当社従業員並びに子会社取締役、監査役、従業員に対して付与することを株主総会において決議されたものです。

これらの新株予約権等の目的となる株式数（以下「潜在株式数」といいます。）は平成26年1月末日現在で合計288,600株となり、発行済株式数及び潜在株式数の合計の5%を下回っております。これらの新株予約権等の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。優秀な人材確保のためには、今後も同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しております。また、資金調達の一つの手段として新株予約権の第三者への割当てを必要に応じて検討してまいります。従って、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

そーせいグループ株式会社 本社
（東京都千代田区麹町2丁目4番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。